**令和５年度第４回都市計画公聴会の**

**資料６**

**公述人の意見に対する大阪府の考え方**

公聴会において公述人から述べられた意見のうち、今回変更しようとする都市計画に関するものに対しての大阪府の見解は、次のとおりです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ａ | ・村野駅西地区について、区域区分の変更、市街化区域への編入の見直し削除を求める。  ・村野西町の地権者である当方は村野駅西地区準備組合に参加していない。参加させてもらえる状況ではなかった。準備組合において、まちづくりに向けた合意形成が図られているという話には強い違和感と不信感を持っている。準備組合が設立されていることや準備組合の提案のみを大阪府と枚方市の協議調整に入れるべきではない。本地区の市街化区域への編入が決定された一つの判断材料として、枚方市より準備組合が設立されていることと回答があったが、準備組合の設立の手法に問題があるとしか考えられない。準備組合に加入していない地権者の意見を発言する環境が整っていないことを認識してほしい。  ・本地区は大部分が水田として利用されており、安心安全な水稲、肥沃な土壌を生かした大阪府産の農作物が耕作され、日本の食料自給率のアップにも貢献している。  ・水田や耕作地は、水害からの自然の遊水地の役割をしている。準備組合の案では河川（水路）の付け替えを行うという案を出している。埋め立てた河川跡地では現状と同じ作物を耕作することは困難になる。埋め立てた跡地ではかなり高い確率で、液状化が起きると考えられる。大きな地震が起きたとき現状では広域の避難場所として活用できるのではないか。多くの税金を本地区に投入するのではなく、防災に投入してほしい。  ・季節の移ろいを耕作地から感じ取れる東部大阪地区でも稀有な地域であり、今の景観を維持することが、むしろ大阪府の景観維 | 東部大阪都市計画区域区分の変更に関する大阪府の考え方としては、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第８回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の各種計画との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。今回の都市計画変更案については、上記の考え方をもとに、枚方市と十分に協議を行った上で作成しております。  また、区域区分の変更にあたり、農地については、都市計画法施行令第８条第１項第２号において、市街化区域には優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域等は原則として含まないものとする基準が規定されており、当該基準及び国が示す「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、国及び庁内の農林担当部局と協議・調整を行っています。  あわせて、治水対策等の事項についても、「都市計画運用指針」等に基づき、治水担当等の関係部局と協議・調整を行っています。  なお、大阪府決定である東部大阪都市計画区域区分の変更とあわせて、枚方市において農地の保全や景観、地域の安全性等の観点も含め、計画的で良好なまちづくりを推進するため必要となる用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業、地区計画等の都市計画の手続きが進められています。  今回の公聴会のご意見を踏まえ、枚方市と協議を行った上で、必要な手続きを進めてまいります。 |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ａ | 持のアピールになると考えている。  ・むらの支援学校設立の準備段階での住民説明会では将来的に住民との交流をしていきたいとの説明を受けた。今まで以上の良好な関係を結べなくなると思うと寂しい思いがする。市街化されると車両、人も増加し、治安が悪化した危険な通学路になると予想される。支援学校の保護者の方は市街化されることを知っているのか。支援学校の関係者に大阪府は意見を聞いてほしい。  ・村野駅西地区の農業の後継者が不足、耕作放棄地が増えることを市街化する理由に挙げているが、村野駅近くの農地であったら後継者の発掘にはかなり有利ではないか。村野西町地区が市街化されることで、営農が今までどおりできるのかどうか心配している。営農者の生活基盤を守ってほしい。 |  |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｂ | ・村野駅西地区の市街化区域編入に対し、賛成の立場で公述したい。  ・この地区では、我が身は耕作しなくなって人に頼んでいる、人に頼むこと自体はいいが、その人がまた高齢である。準備組合の方からのアンケート集計結果では、４人に３人は農業をやめたい、宅地に変えて貸すなり売るなりしたいと考えている。営農をしようと思って農地を選択した人のその目的っていうものが、税金対策であったり、自分自身でその農地を耕していなかったり、農地を農地のままこの地区で継続していくことは大変困難なことだというふうに思って、この場に立たせてもらった。農業から疎遠な関係になっている人が、１から勉強して農業をしようかというのは皆無と言っていい。農業の収入が低過ぎて魅力が感じられず、現在は農業だけが職ではない。金銭面で余裕がなく、活用していない農地を機会があれば売却したいと考えている人もいる。  ・この地区が抱えている問題を一、二点お話したしたい。一つは、スーパーマーケットまで歩いてみると片道で20分ぐらい、往復で40分。それから薬局と言われる市販の物を売っているものも、これも往復で40分。お年寄りにとってみたら、どんなに負担な場所かと思った。もう一つは、子供やお年寄りが住みにくいまちではないかと。今は支援学校や図書館があるが、もともと小学校や中学校。子どもがいないから廃校になった。子供を育てるのには環境が悪い場所だと推察する。そして、駅前の整形外科にはお年寄りが列を作っている。お年寄りに大変優しくない、何という街かと思う。準備組合から示された地区計画では、駅前地区に買い物のゾーンや、薬局、この地域にない小児科、あるいは整形外科も含めて、そういう施設が設置できるように商業地区が設けられ、イベントができる | 東部大阪都市計画区域区分の変更に関する大阪府の考え方としては、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第８回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の各種計画との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。今回の都市計画変更案については、上記の考え方をもとに、枚方市と十分に協議を行った上で作成しております。  なお、大阪府決定である東部大阪都市計画区域区分の変更とあわせて、枚方市において、計画的で良好なまちづくりを推進するため必要となる用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業、地区計画等の都市計画の手続きが進められています。  今回の公聴会のご意見を踏まえ、枚方市と協議を行った上で、必要な手続きを進めてまいります。 |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｂ | 大きな公園、病院の運動場、住宅地が配置され、大変周りの住民にとって優しい計画がなされている。  ・このまちは、時代の背景の中で営農を続けていくことが難しい。乱開発されて、挙げ句の果てに、道の回りだけ材木置き場とか駐車場にされ、草ぼうぼうの生い茂る空き地にさせたくない。田畑は減っていくが、そのデメリットをカバーするだけのメリットをこの計画は秘めていると思う。次の世代に先祖からのバトンを、夢を持てる形で渡したい。そのために、市街化区域への編入が必要である。 |  |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｃ | ・茄子作地区をこのままの状態で残してほしい。  ・先祖代々受け継いだ土地であり、家族一丸となり、昔のまま手つかずの自然が残っている本地区の農地を守っている。  季節折々の違った風景に心が癒される。たくさんの虫の声が聞こえる。この自然環境は絶対に失いたくない、なくしてはならないと考えている。  ・米は土が違えば同じ種でも味が違ってくる。開発され農地の移転場所を決められるが、それでは全く意味がない。決して同じ土は作れない。  ・後継者問題により仕方なく農地を手放す方もいると思うが、そんな人たちのためにも、自分のように農業に携わる若者が増え、本地区だけでなく色々な場所で自然を守っていければと思っている。  ・食糧難は必ず来ると言われており、そのためにも、先祖代々繋いできたこの茄子作をこのままの状態で残してほしいと思っている。 | 東部大阪都市計画区域区分の変更に関する大阪府の考え方としては、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第８回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の各種計画との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。今回の都市計画変更案については、上記の考え方をもとに、枚方市と十分に協議を行った上で作成しております。  また、区域区分の変更にあたり、農地については、都市計画法施行令第８条第１項第２号において、市街化区域には優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域等は原則として含まないものとする基準が規定されており、当該基準及び国が示す「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、国及び庁内の農林担当部局と協議・調整を行っています。  今回の公聴会のご意見を踏まえ、枚方市と協議を行った上で、必要な手続きを進めてまいります。 |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｄ  ※欠席 | － | － |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｅ | ・茄子作地区に在住している。区域区分変更に反対の立場から意見を述べる。  ・本地区は「大阪府レッドリスト2014」にて大阪府自身が「枚方の中位段丘層」を地形地質上のレッドリストＢランクに選定しており、このＢランクは、地方的価値、都道府県的価値に相当するものとされている。保全の可能性を残していく必要があると考えている。  世の中の多くのものは、失った後、または失われたことが決定的になってから価値のあるものだったと気づくことが多いのではないか。模式地（別子山採土場の崖地）は、地質が調査された1959年から55年もたってから、ようやく価値のあるものだと一般的にも認知され、レッドリストに掲載されたが、地形はもう既に失われてしまった。  　日本では、既存の環境の保全に対しては、自然環境保全地域等に指定しなければ実効性のある施策を実施することは難しいが、都市の農地が指定を受けられるようなものではない。  ・一旦市街化区域に設定されると、その区域は開発ができる区域となり、法令に違反しない限り開発を止めることは非常に困難になる。逆に市街化調整区域では、開発は原則できない。調整区域のままにしておくことが、環境保護に対するほぼ唯一の実効的な施策だと言える。  ・当地区の土地区画整理準備組合は工場を誘致する計画を持っており、今はない雇用が新たに生まれるというわけである。日本の将来人口推計によると、2043年の生産年齢人口は約6000万人を割り、働ける年代の人数は2020年の８割しかいない状況となる。  　市街化区域への編入により開発行為が可能になる面積を拡大するという施策は、人口が増加しているときの施策。これから人口 | 東部大阪都市計画区域区分の変更に関する大阪府の考え方としては、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第８回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の各種計画との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。今回の都市計画変更案については、上記の考え方をもとに、枚方市と十分に協議を行った上で作成しております。  また、区域区分の変更にあたり、農地については、都市計画法施行令第８条第１項第２号において、市街化区域には優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保全すべき土地の区域等は原則として含まないものとする基準が規定されており、当該基準及び国が示す「都市計画と農林漁業との調整措置」に基づき、国及び庁内の農林担当部局と協議・調整を行っています。  あわせて、環境保全、治水対策等の事項についても、「都市計画運用指針」等に基づき、環境、治水担当等の関係部局と協議・調整を行っています。  なお、大阪府決定である東部大阪都市計画区域区分の変更とあわせて、枚方市において農地の保全等の観点も含め、計画的で良好なまちづくりを推進するため必要となる用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業、地区計画等の都市計画の手続きが進められています。  今回の公聴会のご意見を踏まえ、枚方市と協議を行った上で、必要な手続きを進めてまいります。 |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｅ | が減少し、人を雇いたくても雇えない時代が確実にやってくる。市街化区域への編入により開発行為が可能になる面積を拡大するという施策は、人口が増加しているときの施策。開発を促進するような施策については、もっと抑制的になるべきであって、区域区分の変更をすべきではない。  ・東部大阪都市計画区域マスタープランでは、その意義・目的に、中長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて広域的視点から都市計画の基本的な方針を定めると掲げているが。マスタープランには、人口の推移が記載されており、本区域の人口は既に減少期に入っている。人口減少に対する考慮はほとんどなされていないように見受けられる。開発した後は必ず維持管理が必要になるが、人口減少社会においてはそのための人員が不足することになる。しかも、これらの維持管理は安全確保に必要なものであり基本的に削減することはできず、人口減少に対応したプランをあらかじめ策定しておく必要がある。  ・都市農地については、平成28年に閣議決定された都市農業振興基本計画において、都市にあるべきものと位置づけられたことを踏まえ、食料等の安定供給、災害時における活用、地球温暖化の防止、生物多様性の確保、良好な景観形成、府民のレクリエーション利用の場等、都市における貴重な緑地として多面的機能の発揮を図るよう、適正な保全に努めることとなっているが、準備組合の地区計画の案では概ね15分の１程度の農地面積になっている。その一部は生産緑地指定を受けるということだが、生産緑地制度では指定後30年経過すると税負担が宅地並み評価になるため、将来的に農地はほぼなくなってしまう可能性が高い。将来にわたり適正な保全がなされるようにすべき。 |  |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｅ | ・区画整理事業の実施に当たっては、田んぼの多くが田んぼではなくなり、いわゆる田んぼダムの機能が失われることになる。調整池からの直接放流先の小川や、小川の下流域の河川の改修についても、区画整理事業にスケジュールを合わせて実施する予定はないとのこと。国土交通省によると、基本的な治水対策の考え方として、流域と一体となった治水対策を実施しているということであり、小川の流入先である天野川の管理をしている大阪府も、その治水対策に重要な責務を負っていると考えられる。想定１時間降雨量の上方修正を行うとともに、見直し後の降雨量に基づいた河川の改修等の治水対策を行うのが先である。そうでなければ、下流域の洪水リスクが増大することになるため、上流域の実質的な開発許可に当たる市街化区域への編入は、行われるべきではない。 |  |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｆ | ・茄子作地区の都市計画案について公述する。平成22年に第二京阪道路が開通、茄子作広野南に隣接してインターチェンジができ、格段の交通利便性を獲得した。三方が公道に囲まれているため、開発業者が目をつける。調整区域での農地でも沿道サービス業なら立地でき、中央部の農地は入り口をふさがれて荒廃が進み、利用価値の低い農地だけが取り残される。もっと重大な変化がこの10年間に起こっており、現役世代が80代となって、体力的に営農継続が困難になっている。稲作農業の経営実態は赤字、後継者が営農意欲をなくすのを責めるわけにはいかない。休耕にすると雑草の刈り取りを、体力がないので業者に外注する。美しい調整区域の農業環境を維持するために農家に大きな負担がかかってくる。今回のまちづくりは土地区画整理法に基づき、健全な市街地の造成、公共の福祉の増進に資するものであり、都市計画案に賛成。その理由３点を具体的に申し上げる。  ・１つ目として、第二京阪道路インターチェンジに隣接したアクセス性に優れた地区であり、計画的なまちづくりをしなければ乱開発を誘発するおそれがある。後継者不足により営農を継続することができず、荒廃地における野生動物の発生や不法投棄問題などの安全上の課題が生じる。  ・２つ目として、人口減少社会は全国的に避けられない中で、農地保全や住宅整備に現実性はない。本地区に大規模な産業用地を創出することで、地元雇用の創出、関係人口の増加、地域経済の活性化、地域防災の向上、税収の増加の成果を期待している。また、本まちづくりの事業協力者は、土地区画整理事業を通じてＳＤＧｓの目標達成に寄与することを会社の大義としており、当地区が枚方南部を代表する企業団地であると同時に、大規模災害時、防災拠点とな | 東部大阪都市計画区域区分の変更に関する大阪府の考え方としては、「東部大阪都市計画区域マスタープラン」及び「第８回市街化区域及び市街化調整区域の区域区分変更についての基本方針」に基づき、自然的環境の保全や農林漁業との調和等に配慮し、枚方市の各種計画との整合を図った上で、人口及び産業の将来の見通しの範囲内で、優先的かつ計画的に市街化を図るべき必要最小限の区域を市街化区域に編入することとしています。今回の都市計画変更案については、上記の考え方をもとに、枚方市と十分に協議を行った上で作成しております。  なお、大阪府決定である東部大阪都市計画区域区分の変更とあわせて、枚方市において、計画的で良好なまちづくりを推進するため必要となる用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、土地区画整理事業、地区計画等の都市計画の手続きが進められています。  今回の公聴会のご意見を踏まえ、枚方市と協議を行った上で、必要な手続きを進めてまいります。 |
| **公述人** | **都市計画案に係る意見** | **意見に対する大阪府の考え方** |
| Ｆ | り得るコンパクトシティの形成を目指すこととしている。  ・３つ目は工業用地域を設定することのメリット。枚方市が策定する都市計画マスタープランにおいて、第二京阪道路沿道は、産業集積を目指す地区として位置づけられており、本地区も産業集積を中心としたまちづくりによる市街化を目指している。住宅、商業、工業といった土地利用が混在していると計画的な市街地が形成されず、優良企業の誘致や雇用の創出等、地域貢献につながる土地利用を実現するためには工業地域の設定が必要。コンプライアンスを遵守し、環境防災等で地域貢献にも寄与できる優良企業を含め、幅広い企業が進出を目指す。これにより、企業進出メリットの最大化を図り、地域社会の発展に寄与する。  ・近年、今まで経験したことのない集中豪雨や能登半島地震のような巨大災害が多発しており、淀川水域の氾濫源に市の中心部を持つ枚方市にとって、巨大災害対策は喫緊の課題である。当地区は、日本の国土軸につながる第二京阪道路インターチェンジ隣に立地し、巨大災害時に物流面で機動的な展開が可能な枚方市唯一のまちづくりである。  また、多くの優良企業は、SDGsの目標達成に寄与すること、社会貢献を企業理念としており、有事の際にその地に立地する企業が避難所としての駐車場開放、防災備蓄の提供、太陽光発電による自家発電電力の提供などで地域社会に貢献しようとしている。本地区が今後、地域の防災拠点となり得るよう、進出企業、地域社会、行政が理念を持って進めていくことが望まれる。 |  |